

## (4) 新町に向けた準備体制

### ① 事務調整

合併協議会で合併の推進の確認を経て、業務毎の8つの専門部会（議会・監査・総務、税務、住民福祉、産業振興、建設、上下水道、教育部会）が設置され、新町移行への具体的な事務調整が行われた。業務内容は、各協定項目の細部調整、現行例規の整備（新町仮例規集の整備）、その他事項の細部調整等が調査検討され、定期的に幹事会、町村長会、合併協議会へ報告がなされた。

### 中球磨5か町村合併協議会専門部会設置要領

(平成13年4月19日 第22回町村長会決定)

(設置)

第1条 中球磨5か町村合併協議会幹事会設置要領第2条に規定する所掌事務の調査及び検討を行うために中球磨5か町村合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は中球磨5か町村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）幹事長の指示を受け、幹事会に提案及び報告する必要な事項等について専門的に調査及び検討するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に定める各部会及び各部会委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

2 各専門部会に部会長、副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、前条に定める各部会委員の互選により定める。

(役員職務)

第5条 部会長は、各専門部会を主宰する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じ、関係機関等の出席を求めることができる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

4 部会長は、必要に応じて詳細な調査及び検討を行うために関係町村の担当者による分科会を招集することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の調査検討経緯及び結果について合併協議会事務局を通じて幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町村の担当部局において処理する。

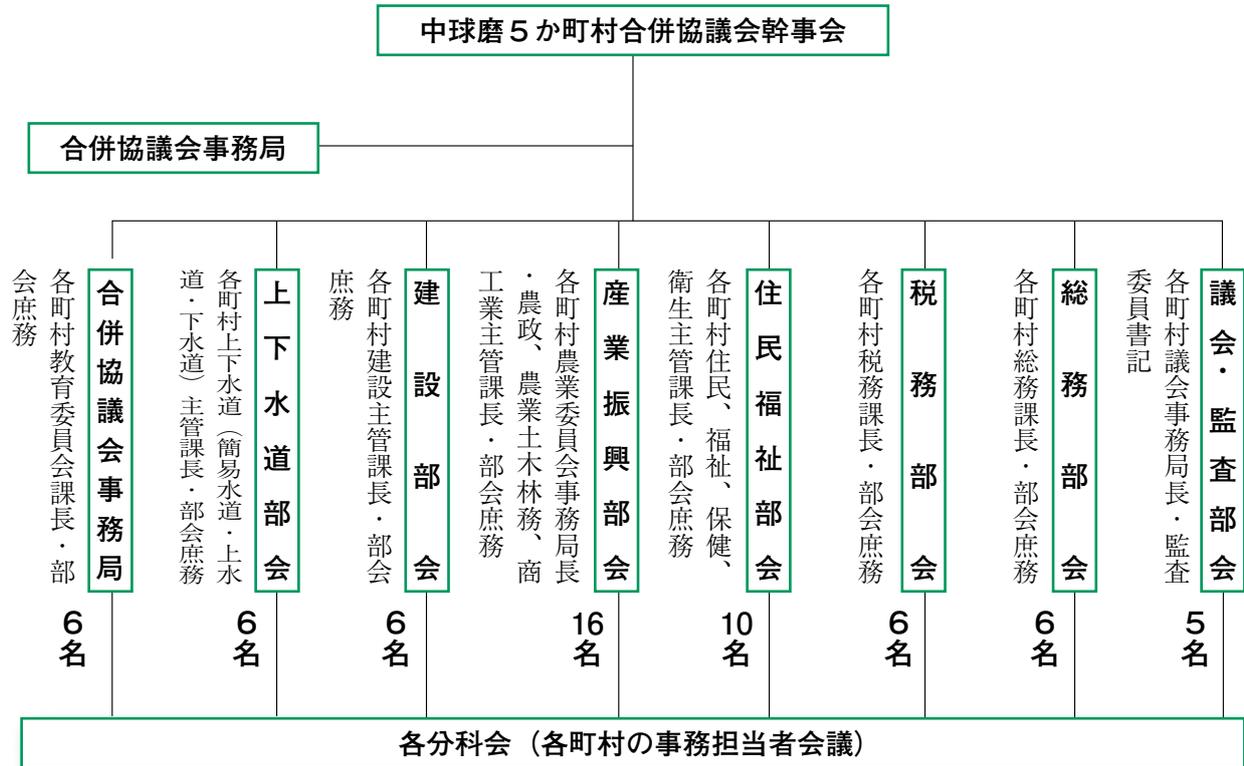
(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

### 各専門部会の組織フロー図

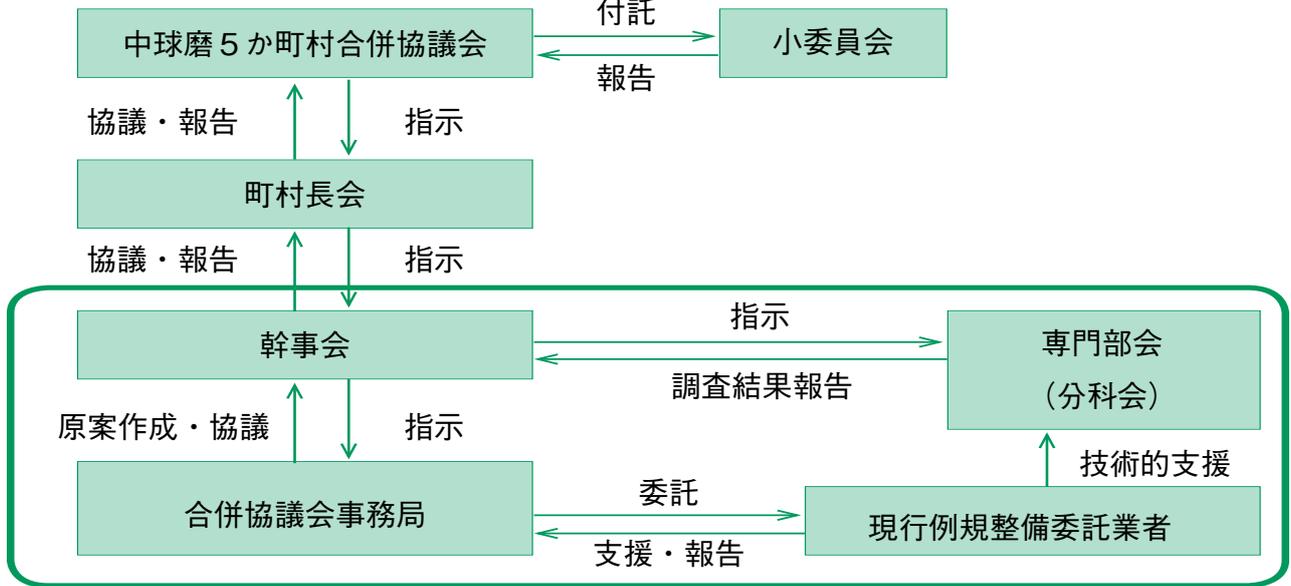


- 各専門部会員は、中球磨5か町村役場の課長・事務局長級職員で構成。
- 各分科会会員は、中球磨5か町村役場の各事務担当職員で構成。

別表（第3条関係）専門部会関係所轄課（例）

専門部会名	関係所轄課				
	上村	免田町	岡原村	須恵村	深田村
議会・監査部会	議会（監査委員書記）事務局				
総務部会	総務課				
税務部会	税務課				
住民福祉部会	健康福祉課	住民福祉課	住民課	住民福祉課	住民課
	住民課	保健衛生課	保健課		
産業振興部会	農業委員会事務局				
農業振興	経済課	農業振興課	経済課	経済課	経済課
農業土木	建設課	農業振興課	経済課	建設課	経済課
林業振興	地域振興課	企画開発課	経済課	経済課	建設林務課
商工業振興	地域振興課		総務課	経済課	経済課
建設部会	建設課	建設課	建設課	建設課	建設林務課
上下水道部会	上下水道課	上下水道課	建設課	建設課	建設林務課
教育部会	教育委員会事務局				

### 合併協議会との関係組織フロー図



### 専門部会からの報告様式

(別記様式1)

NO. \_\_\_\_\_

#### 中球磨5か町村合併に係る各協定項目の細部調整調書

専門部会名: \_\_\_\_\_

確認	中球磨5か町村合併協議会			中球磨5か町村合併協議会			分科会名:
	幹事長	事務局長	事務局次長	部会長	副部会長	庶務担当	担当職員所属氏名
TEL:							
FAX:							
種別	定項目番号			協定項目名			
検討項目	旧町村の現状	協議会における調整の具体的内容					
		上村					
		免田町					
		岡原村					
		須恵村					
深田村							
調整経過							
調整結果							
発効	1 新町において例規整備が必要		2 その他 ( )				
問題点							
合併協議会事務局確認						原案者確認	

(別記様式2)

NO. \_\_\_\_\_

**中球磨5か町村合併に係る例規原案作成調書**

専門部会名： \_\_\_\_\_

確認	中球磨5か町村合併協議会			中球磨5か町村合併協議会			分科会名：
	幹事長	事務局長	事務局次長	部会長	副部会長	庶務担当	担当職員所属氏名
認							TEL： FAX：
種別	1 条例 2 規則 3 告示 4 訓令 5 その他 ( )						
例規の名称	新 町						
	旧町村	上 村					<input type="checkbox"/> 最終改正 H・S
		免田町					<input type="checkbox"/> 最終改正 H・S
		岡原村					<input type="checkbox"/> 最終改正 H・S
		須恵村					<input type="checkbox"/> 最終改正 H・S
	深田村					<input type="checkbox"/> 最終改正 H・S	
協議会調整・確認事項							
調整方針							
発効	1 町長職務執行者の専決処分 (条例のみ) 2 合併時に告示 3 暫定 4 暫時 5 廃止 6 その他 ( )						
問題等							
例規原案の検討事項							
他の例規・県との関係							
合併協議会事務局確認						原案担当者	TEL: FAX:

(別記様式3)

NO. \_\_\_\_\_

**中球磨5か町村合併に係るその他の事項の細部調整調書**

専門部会名： \_\_\_\_\_

確認	中球磨5か町村合併協議会			中球磨5か町村合併協議会			分科会名：
	幹事長	事務局長	事務局次長	部会長	副部会長	庶務担当	担当職員所属氏名
認							TEL： FAX：
検討項目	検討の具体的内容						
	旧町村の現状	上 村					
		免田町					
		岡原村					
		須恵村					
	深田村						
調整経路 (関係機関・団体含む)							
調整結果							
問題等							
合併協議会事務局確認						摘要	

### ② 条例規則の制定

合併の日に町長職務執行者による専決処分によって公布される条例規則等については、5町村で規定されている条例規則の東郷や合併協議会で調整確認された協定項目の内容に基づき、新町の条例の整備が必要となる。約2年をかけて各専門部会を中心に調整作業を実施し、最終的には181件ののぼる条例を専決処分することとなった。

### ③ 事務所の改修

新町の事務所は、免田町役場に決定したが、全職員を収容することが困難であり、隣接する体育センター体育館を改修し東庁舎として利用することになった。また、本庁舎となる免田町役場も課の配置の関係上、一部改修を行った。

そして、新町の議員数を収容できる議場がないことから上村中央公民館を改修して臨時議場とした。



東庁舎

### ④ 電算システムの一本化

電算システムは、行政事務の根幹をなすものであり新町の行政サービスを滞りなく遂行するために、システムの本一化による行政事務の効率化、庁内LANの構築による住民サービスの高度化の推進等の必要性から合併までの2年をかけて、各部門での調整が行われた。

### ⑤ 旧町の決算・新町の暫定予算

合併による旧5か町村の決算は、地方自治法施工令により、3月31日をもって打ち切り決算となるため5町村の事務事業担当者は、十分注意して決算準備にあたる必要があった。特に歳入、歳出の未収、未払い分や残事業（従来の繰越事業）については、新町の暫定予算に計上することになる。

新町の暫定予算については、新町に於いて本予算が成立するまでの3ヶ月の予算措置とし、平成14年度未収、未払い分、残事業分と4月から6月までの経常的経費の予算措置が町長職務執行者の専決処分により行われた。

### ⑥ 組織及び事務機構

新町の組織及び機構については、合併の効果を最大限に生かすために統合一元化を検討されたが、合併時の混乱を避けることを第一に、289名の職員を19課2局に配置された。本庁舎に6課（総務、町民、税務、会計、企画財政、商工観光課）、東庁舎に12課1局（福祉、高齢総合、健康増進、環境保全、農業振興、林業振興、建設、水道、下水道、農業委員会、教育総務、生涯学習、体育振興課）他に4つの支所（上、岡原、須恵、深田）、議会事務局（上中央公民館内）、教護施設課（しがね寮）が設置された。

### ⑦ 引越作業

東庁舎への引越作業が、3月21日に全職員によって行われた。約140名の職員を収容することから4村役場から机、イス、キャビネット等の搬入をし、課の配置に従い並べられた。そして、本庁舎、各支所については、3月29日に各町村において配置及び事務整理が行われ、3月31日までの通常業務については、長机や折りたたみイス等で対処された。



東庁舎への引越